

第1章 第2次プラン中間改訂の趣旨（目的と背景）

安城市は、将来にわたって、男女が、互いに自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生きかたのできる男女共同参画社会の実現を目指しています。

「第2次安城市男女共同参画プラン」は、平成12年に策定された「安城市男女共同参画プラン」（第1次プラン）の成果や課題を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応する取り組みを盛り込み、男女共同参画社会の実現に向けた新たな指針として、平成18年3月に策定されました。

今回の中間改訂は、「第2次安城市男女共同参画プラン」の計画期間（平成18年度～平成24年度）の中間年にあたり、意識調査による市民の男女共同参画に対する意識の変化や3年間取り組んできた施策、事業の実施状況をもとに、プランの評価を行い、社会の変化に対応できるように見直しをするものです。

安城市の動き

安城市では、平成20年4月1日に安城市男女共同参画推進条例が施行されました。

条例に掲げられた4つの基本理念「男女の人権の尊重」、「社会における制度や慣行についての配慮」、「方針の立案や決定の場への参画機会の確保」、「家庭生活とその他の社会活動との両立の配慮」は、男女共同参画を推進するための考え方です。

また、市だけではなく、市民と事業者と教育に携わるみなさんが、この基本理念にのっとり男女共同参画の推進に取り組んでいくことを役割と定めています。

プランは、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

条例とプランという2つの要素が、男女共同参画を推進する力です。